

文京区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

1 改正のあらまし

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）により、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）が一部改正されたことに伴い、区が保険料を徴収すべき被保険者の見直しを行う。

- (1) 被保険者の見直し（第3条）
- (2) 平成二十年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例の削除

2 新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第一条～第二条（略）</p> <p>（保険料を徴収すべき被保険者）</p> <p>第三条 区が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する被保険者（<u>法第五十五条又は第五十五条の二の規定により広域連合以外の後期高齢者医療広域連合の被保険者とされた者を除く。</u>）</p> <p>二 <u>法第五十五条第一項（法第五十五条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（法第五十五条第一項に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（同項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際、区内に住所を有していたもの</u></p> <p>三 <u>法第五十五条第二項第一号（法第五十五条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている二以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際、区内に住所を有していたもの</u></p> <p>四 <u>法第五十五条第二項第二号（法第五十五条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際、区内に住所を有していたもの</u></p> <p>五 <u>法第五十五条の二第一項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第百</u></p>	<p>第一条～第二条（略）</p> <p>（保険料を徴収すべき被保険者）</p> <p>第三条 区が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する被保険者（<u>法第五十五条の規定により広域連合以外の後期高齢者医療広域連合の被保険者とされた者を除く。</u>）</p> <p>二 <u>法第五十五条第一項の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（同項に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（同項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際、区内に住所を有していたもの</u></p> <p>三 <u>法第五十五条第二項第一号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている二以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際、区内に住所を有していたもの</u></p> <p>四 <u>法第五十五条第二項第二号の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際、区内に住所を有していたもの</u></p> <p>（新設）</p>

十六条の二第一項及び第二項の規定の適用を受け、これらの規定により区内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であったもの

第四条～第十条 (略)

付 則

1～2 (略)

(削る)

(削る)

(延滞金の割合の特例)

3 当分の間、第五条第一項に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が、年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年十四・六パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を

第四条～第十条 (略)

付 則

1～2 (略)

(平成二十年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例)

3 平成二十年度における被扶養者であった被保険者(法第九十九条第二項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。)に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第四条第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第一期 十月一日から同月三十一日まで

第二期 十一月一日から同月三十日まで

第三期 十二月一日から同月三十一日まで

第四期 一月一日から同月三十一日まで

第五期 二月一日から同月二十八日まで

第六期 三月一日から同月三十一日まで

4 平成二十年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第四条第二項の規定を適用する場合においては、同項中「区長が別に定める」とあるのは、「十月一日以後における区長が別に定める時期とする」とする。

(延滞金の割合の特例)

5 当分の間、第五条第一項に規定する延滞金の年十四・六パーセントの割合及び年七・三パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が、年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年十四・六パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を

加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）とする。

加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）とする。

付 則（平成三十年三月 日条例第 号）

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。